

船橋市資金繰り円滑化借換制度のご案内

現在ご利用中の複数の市制度融資資金を、普通事業資金又は特定中小企業者対策資金への借換えにより一本化することで、月々の返済額の軽減を図ることができます。また、借換え額に新たな事業資金を上乗せすることができます。

1. 対象者

- ◆ 船橋市中小企業融資制度による融資を受けていること。
- ◆ 借換え先の資金が特定中小企業者対策資金にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号のいずれかに該当する特定中小企業者又は東日本大震災復興緊急保証の認定を受けている中小企業者。

※ 以下に該当する借換えは対象になりませんのでご注意ください。

- ☒ 更正・再生・破産等の申立てをしている者及び既往借入金について契約どおりの返済をしていない者
- ☒ 責任共有対象資金から責任共有対象外資金への借換え
- ☒ 月々の返済額が軽減されていない借換え
- ☒ 借換え元の資金が一つである借換え
- ☒ 返済が一括払いによる資金及び返済が据置期間中である資金の借換え
- ☒ 融資期間の延長を行っている資金の借換え
- ☒ 既に借換えを行った資金を含めた新たな借換え
- ☒ その他、要綱に定める要件に該当しない場合

2. 申込みに必要な書類

- 船橋市中小企業融資資金申込関係書類
(借換え先の資金が特定中小企業者対策資金の場合、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定書又は東日本大震災復興緊急保証の認定書も含む)
 - 借換え申請書兼借換え対象者確認書(市の様式)
- ※ 他金融機関借入分を借換される場合は「保証制度に係る金融機関の返済同意書(保証協会様式)」も必要。

船橋市役所
経済部 商工振興課
〒273-8501
船橋市湊町2丁目10番25号
電話 047(436)2475
FAX 047(436)2466